

年特搬入回数及び1月前半・1月後半の搬入回数指示書交付日程等について

搬入回数指示書交付日程について

区 分	交 付 日	交付方法
年 特 (12/29～1/6)	令和3年12月24日(金)	メール
1月前半 (1/7～1/15)	令和4年1月5日(水)	メール
1月後半 (1/16～1/31)	令和4年1月13日(木)	メール

年特搬入回数の追加・交換受付

<電子申請>

電子申請完了日時	回数反映予定日時
令和3年12月24日9時～令和3年12月24日15時	令和3年12月24日17時
令和3年12月24日15時～令和3年12月27日15時	令和3年12月27日17時
令和3年12月27日15時～令和3年12月28日15時	令和3年12月28日17時
令和3年12月28日15時～令和3年12月30日15時	令和3年12月30日17時
令和3年12月30日15時～令和4年1月4日15時	令和4年1月4日17時
令和4年1月4日15時～令和4年1月5日15時	令和4年1月5日17時

※ 電子申請(大阪市行政オンラインシステム)は各日15:00までの申請分を処理します。
(15:01以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

<一般廃棄物指導課窓口>

- ◇ 年末=12月24日(金)、27日(月)、28日(火)、30日(木)
- ◇ 年始=1月4日(火)より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間=9:00～17:30(12:15～13:00を除く)

- ※ 年特期間の搬入回数追加・搬入先変更申請は、専用様式(第30号様式)を使用してください。
専用様式は、年特分搬入回数指示書交付日(12月24日)にメールで送付します。
- ※ 年特搬入回数は、12月29日から1月6日までの全期間を通じて使用できます。

臨時増車等の受付

1 受付

- ◇ 年末＝12月24日（金）、27日（月）、28日（火）、30日（木）
- ◇ 年始＝1月4日（火）より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9：00～17：30（12：15～13：00を除く）

2 注意事項

- （1） 一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続を行ってください。
- （2） 承認を受けた後、受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （3） 届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- （1） 事前に受入施設（焼却工場・破砕）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
- （2） 承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （3） 直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続を行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書（第 25-2 号様式）を提出してください。

※ 事前連絡・承認手続のない場合は搬入できません。